

不法投棄等防止啓発事業

1. 事業の概要

県民の生活環境に重大な影響を与える不法投棄・野外焼却等廃棄物の不適正処理について、行政のみの力で全てに対応するには限界があり、地域住民が、監視の目を光らせることが必要である。

そのため、新聞広告、ラジオスポット等を通して、不法投棄・野外焼却等廃棄物の不適正処理に関する注意を喚起し、警戒と通報、地域環境の保全を呼びかける。

2. 平成29年度実績

(1) 不法投棄防止啓発に係る新聞広告掲載

不法投棄・野外焼却等廃棄物の不適正処理への警戒と通報、地域環境の保全を呼びかけるため、新聞広告を掲載した。

(2) ラジオスポットの制作・放送

不法投棄・野外焼却等廃棄物の不適正処理への警戒と通報、地域環境の保全を呼びかけるため、ラジオスポットを制作し、不法投棄監視ウィーク（5月30日～6月5日）に放送した。

担当部署

環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班